

第 11 次長浜市交通安全計画の策定方針

本計画は、「第 11 次滋賀県交通安全計画」と「第 10 次長浜市交通安全計画」の取組結果や、現在の交通事故等の状況等を踏まえたうえで、計画策定します。

計画策定にあたり、次のような方針で取り組んでいきます。

方針 1 究極的には『交通事故ゼロ』を目指すという基本理念のもと、『人優先』と『安全・安心の確保』という考え方に沿い、特に命に係わる重大な事故の減少を推進する。

方針 2 国・県の指標の変更にあわせて市の指標も変更する
第 10 次計画指標：「交通事故発生件数」「交通事故死傷者数」
⇒第 11 次計画指標：「24 時間死者数」、「交通事故重傷者数」

方針 3 明確な数値目標を掲げる。
*県計画目標値
年間の 24 時間死者数を 35 人以下にする
年間の重傷者数を 290 人以下にする



第 11 次国の目標値 / 第 10 次国の目標値
×
令和 2 年の市・指標値 (24 時間死者数・重傷者数)

***市計画目標値**
年間の 24 時間死者数を 4 人以下にする
年間の重傷者数を 24 人以下にする

方針 4 「高齢者の交通死亡事故が多い」、「交差点での事故割合が高い」ことに着目した対策を検討します。

方針 5 安全運転支援システムなど「先端技術の活用推進」を新たな重点項目として設定する。

方針 6 市民協働の視点から関係機関等との連携・調整をとり、市民が交通安全に参加できる仕組みづくりを検討します。

◆計画策定の留意点等（第11次県計画や第10次市計画等を踏まえ）

- 考え方（方針）について、第11次県計画では7つの考え方が掲げられ、この中に『人優先』や『交通社会を構成する三要素（人間、交通機関、交通環境）』、『先端技術の積極的活用』などが示されており、この考え方を計画に反映させる。
- 第11次国・県計画において、指標が「24時間死者数」と「交通事故重傷者数」に変更となっており、これにあわせて指標を変更する。
- 第11次県計画では具体的な数値目標を示していることから、市計画でも現状を踏まえた数値目標を設定する。
- 本市の交通事故の状況は「高齢者の交通死亡事故の割合が高い」、「交差点での交通事故の発生率が高い」ことが特徴となっている。「自転車」は過去5年平均で見ると、28件とやや減少傾向にあるものの、交通死亡事故の割合は依然として高いままである。このため、第11次計画でも、引き続き「高齢者」「交差点」「自転車」に関する対策を検討する。
- 第11次県計画の安全施策の8つの柱は変更がないため、第11次市計画における7つの施策の柱も継続し、新たに安全運転支援システムなどの「先端技術の活用推進」を計画に盛り込む。
- 「長浜市市民自治基本条例」及び「長浜市市民協働のまちづくり推進条例」並びに第11次県計画における道路交通安全対策を考える視点の「地域が一体となった交通安全対策の推進」を踏まえ、『協働』による施策の推進を目指す。